

(別記)

## 令和5年度新見市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

新見市は、岡山県北西部に位置し、北部では水稲、南部ではトマト、ぶどうを主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、果樹、野菜及び花きの園芸作物の導入が盛んとなっている。

しかし、干屋牛飼養の盛んな地域であることから、飼料用作物やWCS用稲、飼料用米への作付も増加している。

一方で、農家の高齢化・後継者不足が進んでおり、農家戸数は減少し耕作放棄地も増加している。今後、担い手への利用集積や農作業受委託を進めることで、可能な限り遊休農地の縮減を図る。

### 2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

新見市では、新見市農業再生協議会において、実情に応じた作物の推進を行っている。特に、高収益作物として「りんどう」や「ぶどう」、地域重点振興作物として「トマト」や大規模（10a以上）の「小豆」の作付を推進している。外にも、「ニンニク」や「キャベツ」などの11品目を地域振興作物として設定し、作付の推進を行っている。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

農地中間管理事業の活用を推進し、農地のさらなる集積・集約化を進め、野菜を中心とした高収益作物への転換により、水田の有効利用を図る。

交付対象水田については、利用状況の点検等を行うとともに、畑地化促進事業等を活用し、畑地化の推進を図る。

団地化により転換作物の作業効率化、収量安定化、高品質化へつなげるため、農地や水利体系など地域の状況を勘案し、地域の話し合いに基づきブロックローテーションの導入を検討する。

### 4 作物ごとの取組方針等

#### (1) 主食用米

高梁川の源流に位置する当地域では、コシヒカリ、あきたこまち、きぬむすめ、ヒメノモチをあしん源流米として販売し、インターネット販売やふるさと納税返戻品でも高評価を得ている。今後、カントリーエレベーターのタンクを活用し、7月まで粳を低温保管した今摺米を提供することで差別化を図り、主食用米の有利・安定販売につなげる。市場のニーズを踏まえた売れる米作りに取り組みながら、市内外での消費を推進する。

#### (2) 備蓄米

国の備蓄運営の状況を踏まえながら、適正な生産量を確保するよう推進する。

#### (3) 非主食用米

##### ア 飼料用米

水田を有効活用する推進品目の一つとして飼料用米を位置付け、和牛を主体とした畜産農家との耕畜連携を推進する。また、より安定的な生産・供給にシフトするために、専用品種への作付を推進する。

#### イ 米粉用米

水田を有効活用する推進品目の一つとして米粉用米を位置付け、より安定的な生産・供給にシフトするために複数年契約を推進し、実需者との契約栽培を通じて需要に応じた生産数量を確保する。

#### ウ 新市場開拓用米

取り組みなし

#### エ WCS用稲

従来から管内の畜産農家とマッチングを行い、WCS用稲の取組を推進し、畜産農家の需要に応じた生産を行ってきた。今後は飼料高騰化の影響を踏まえ、生産数量の拡大を推進し、自給率の向上を図る。

#### オ 加工用米

水田を有効活用する推進品目の一つとして加工用米を位置付け、全農経由の契約栽培を通じて取引拡大を図る。品種比較試験により地域に適した多収品種を検討するとともに、担い手を中心に大規模化に支援し、低コスト栽培を推進する。

### (4) 麦、大豆、飼料作物

#### ア 麦・大豆

麦については、生産性の高い優良品種への転換、湿害を回避するための排水対策の実施、団地化を推進する。

大豆については、地元加工業者等の需要に応じた生産を行う。

#### イ 飼料作物

従来から管内の耕種農家と畜産農家でマッチングを行い、畜産農家の需要に応じた生産を行ってきた。今後は飼料高騰化の影響も踏まえ、生産数量の拡大を推進し、自給率の向上を図る。また、飼料作物の作付ほ場における「千屋牛」の水田放牧を集落営農組織等に推進し、地域ブランド牛「千屋牛」の産地拡大とともに集落営農組織の経営安定を図る。

### (5) そば、なたね

湿害を回避するための排水対策の実施、団地化を推進する。

そばについては、古くからの産地である草間地区での栽培を推進し、地区内にある蕎麦店への出荷を行う。

なたねについては、受注生産による販売を行っており、ニーズを踏まえた作付を推進する。

### (6) 地力増進作物

地力増進作物による土壌への有機物供給、土壌条件の改善及び地力増進を図り、環境保全型の農業への取組として、シロクローバ、クリムソンクローバ、イタリアンライグラス、ソルガム、レンゲを拡大することを目的とする。

(活用目的に照らして推奨する具体的作物は県ビジョンに準じる)

### (7) 高収益作物

収益性が高く水田を活用した作付けの多い、トマト、ぶどう、花き、その他野菜、雑穀を地域振興作物として推進する。

#### ア トマト

夏秋トマトは、引き続き施設化や養液栽培、マルハナバチ受粉等の新技術の導入によりブランド化を推進する。

#### イ ぶどう

市場ニーズの高いピオーネ、シャインマスカットの new 植や新規栽培者の参入等により規模拡大を図りながら、栽培指導の徹底により品質の安定化を図る。

#### ウ 花き

農業経営の安定化、新たな農産物の産地化等に向けて、気候等地域特性にあったリンドウ等の優良品種の導入と普及を促進する。

キクについては、生産者の組織化による共販体制の整備を図る。

エ その他野菜・雑穀

ニンニクについては、市場、直売所で「金太郎にんにく」のブランドが定着してきたホワイト6片種の生産を推進していく。

小豆、キュウリ、ナス、ピーマン、いんげん、トウモロコシ、枝豆、キャベツ、さといもについては、地元直売所での販売により地産地消を推進するとともに、市外直売所での販売に力を入れる。

**5 作物ごとの作付予定面積等**

～

**8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1126.0	0.0	1103.5	0.0	1081.4	0.0
備蓄米	9.5	0.0	9.5	0.0	9.5	0.0
飼料用米	42.5	0.0	44.6	0.0	46.9	0.0
米粉用米	2.6	0.0	2.8	0.0	3.2	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	24.4	0.0	25.6	0.0	26.9	0.0
加工用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
麦	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
大豆	9.3	0.0	9.3	0.0	9.3	0.0
飼料作物	59.3	0.0	62.2	0.0	65.3	0.0
・子実用とうもろこし	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	12.6	0.0	14.1	0.0	16.0	0.0
なたね	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0
高収益作物	16.8	0.0	28.5	0.0	30.0	0.0
・野菜	8.4	0.0	10.5	0.0	11.0	0.0
・花き・花木	5.2	0.0	5.5	0.0	6.0	0.0
・果樹	0.8	0.0	6.9	0.0	7.0	0.0
・その他の高収益作物	2.4	0.0	5.6	0.0	6.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1-1 1-2	飼料用米 加工用米、米粉用米	大規模作付助成	作付面積	（令和4年度）43.0ha	（令和5年度）45.0ha
2-1 2-2 2-3 2-4	トマト、ブドウ、リン ド、キク、ニンニク、キュ ウリ、ナス、ピーマン、い んげん、トウモロコシ（飼 料用を除く）、枝豆、キャ ベツ、小豆、さといも	地域重点振興作物助成	作付面積	（令和4年度）11.9ha	（令和5年度）13.4ha
2-5	小豆	地域重点振興作物助成	作付面積	（令和4年度）0.9ha	（令和5年度）1.4ha
3	飼料作物	耕畜連携助成 （大規模水田放牧）	作付面積	（令和4年度）1.4ha	（令和5年度）1.8ha

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:岡山県

協議会名:新見市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1-1	大規模作付助成	1	1,400	飼料用米	助成対象作物を、出荷・販売目的で1ha以上作付する販売農家又は集落営農
1-2	大規模作付助成	1	2,700	米粉用米、加工用米	
2-1	地域重点振興作物助成	1	6,900	トマト、ブドウ、リンゴ(基幹作)	・助成対象作物を、出荷・販売目的で作付する販売農家又は集落営農 ・規模要件は、【2-1】は10a以上、【2-2】は10a未満、【2-3】は規模要件なし、【2-4】は規模要件なしだが、小豆については作付10a未満が対象となる。
2-2	地域重点振興作物助成	1	5,500		
2-3	地域重点振興作物助成	1	2,700	キク(基幹作)	
2-4	地域重点振興作物助成	1	1,300	ニンニク、キュウリ、ナス、ピーマン、キャベツ、いんげん、トウモロコシ(飼料用を除く)、枝豆、小豆(基幹作 10a未満)、さといも(基幹作)	
2-5	地域重点振興作物助成	1	5,500	小豆(基幹作)	
3	耕畜連携助成(大規模水田放牧)	3	5,500	飼料作物(基幹作)	経営所得安定対策等実施要綱に定める集落営農組織

## 8 産地交付金の活用方法の明細

### 1. 地域農業再生協議会名

新見市農業再生協議会
------------

### 2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
新見市農業再生協議会	1,323,000	1,323,000	1,322,120





#### 4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

追加配分を得た場合は、追加配分の総額を以下の調整方法に基づき調整する。

- ①整理番号1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、3の単価を上限まで一律に充当する。
- ②上限まで充当してもなお残余がある場合、すべての取組に一律に追加助成を行う。
- ③調整後の単価は、十の位以下切り捨てとする。

#### 5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- ①整理番号1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、3の単価を一律に減額する。
- ②調整後の単価は、十の位以下切り捨てとする。

#### 6. 高収益作物について

小豆 収益性データは別紙

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	新見市農業再生協議会		整理番号	1-1,1-2		
使途名	飼料用米、米粉用米、加工用米の大規模作付助成					
対象作物	飼料用米、米粉用米、加工用米(基幹作)					
単 価	【1-1】 1,400円/10a (上限 5,000円/10a) 飼料用米 【1-2】 2,700円/10a (上限 10,000円/10a) 米粉用米、加工用米					
課 題	<p>主食用米偏重からの脱却を図るため、畜産業が盛んな新見地域では需要の多い飼料用米を担い手を中心に推進している。また、市内にある製粉施設や加工業者を通じて需要のある米粉用米、加工用米を推進していく必要がある。一方で、農家の所得向上のためには低コスト栽培への取組が不可欠な状況である。</p> <p>そのため、担い手や集落営農による大規模作付の促進を図ることにより、令和5年度には45.0haの作付けを目指しながら、生産コストの削減と農家所得の向上を図る。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	—	—	40.0 ha	45.0 ha
		実績	22.0 ha	35.6 ha	43.0 ha	—
内 容	対象作物の産地拡大を推進するため、一定面積以上の作付けを行った場合に支援。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象作物を出荷・販売目的で、1ha以上作付けする販売農家又は集落営農</li> </ul> </li> <li>○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱に定める交付対象水田とする。</li> </ul> </li> <li>○その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米又は加工用米取組計画の認定を受けていること。</li> <li>・通常の収穫を上げるのに必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること。</li> <li>・対象となる水田で生産された作物の出荷・販売を行うこと。</li> </ul> </li> </ul>					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>対象作物の作付け、販売状況が判る資料等により確認する。</li> </ul> </li> <li>○助成の対象となり得る水田等の確認方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>水田台帳、前年度の作付実績、農業委員会資料等の公的資料と照合し確認する。</li> </ul> </li> <li>○作付面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>現地見回り(基準日：8月1日)による実測や公的資料と照合する。</li> </ul> </li> <li>○対象作物の作付け、通常の収穫・肥培管理等 <ul style="list-style-type: none"> <li>作業日誌の確認及び現地見回りを行う。</li> </ul> </li> <li>○出荷販売の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>出荷契約書、出荷・販売伝票</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の 確認方法	令和5年12月末までに、支払対象面積を集計し確認する。 営農計画書により確認					
備考						

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	新見市農業再生協議会	整理番号	2-1,2-2,2-3,2-4			
使途名	地域重点振興作物助成					
対象作物	【2-1、2-2】トマト、ブドウ、リンドウ(基幹作) 【2-3】キク(基幹作) 【2-4】ニンニク、キュウリ、ナス、ピーマン、キャベツ、いんげん、トウモロコシ(飼料用を除く)、枝豆、小豆(基幹作 10a未満)、さといも(基幹作)					
単 価	【2-1】 10a以上 6,900円/10a (上限 25,000円/10a) 【2-2】 10a未満 5,500円/10a (上限 20,000円/10a) 【2-3】 2,700円/10a (上限 10,000円/10a) 【2-4】 1,300円/10a (上限 5,000円/10a)					
課 題	農業者の収益力向上を図るため、転作物目として園芸作物を推進している。 特に本市の特産品であるトマト、ブドウ、リンドウについては、地域重点振興作物と位置付け、キク、ニンニク、キュウリ、ナス、ピーマン、いんげん、キャベツ、トウモロコシ、枝豆、小豆、さといもについては、地域振興作物と位置付けて、今後も産地拡大を推進していく必要がある。 また、本市は条件が厳しいため小規模な農家も多いことから、地域振興作物の生産者は担い手としての役割を果たしている。 一方で、経営規模の拡大または新規参入時における施設整備について、資材費の高騰による費用の増加が産地拡大の妨げとなっているため、支援を図ることにより、令和5年度に13.4haの栽培を目指す。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	-	-	12.8 ha	13.4 ha
		実績	11.6 ha	12.0 ha	11.9 ha	-
内 容	対象作物の産地拡大を推進するため、一定面積以上の作付けを行った場合に支援。					
具体的要件	○対象者 ・助成対象作物を出荷・販売目的で、作付けする販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める交付対象水田とする。 ○その他 ・通常の収穫を上げるのに必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること。 ・ブドウについては令和3年1月1日から令和5年7月31日までに植栽されたものを交付対象とする。 ・対象となる水田で生産された作物の出荷・販売を行うこと。 ・規模要件は、【2-1】は10a以上、【2-2】は10a未満、【2-3】は規模要件なし、【2-4】は規模要件なしだが、小豆については、作付10a未満が対象となる。					
取組の確認方法	○対象者 対象作物の作付け、販売状況が判る資料等により確認する。 ○助成の対象となり得る水田等の確認方法 水田台帳、前年度の作付実績、農業委員会資料等の公的資料と照合し確認する。 ○作付面積 現地見回り(基準日：8月1日)による実測や公的資料と照合する。 ○対象作物の作付け、通常の収穫・肥培管理等 作業日誌の確認及び現地見回りを行う。 ○出荷販売の確認 出荷契約書、種子の購入伝票、肥料の購入伝票、出荷・販売伝票					
成果等の確認方法	令和5年12月末までに、支払対象面積を集計し確認する。					
備考						

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	新見市農業再生協議会			整理番号	2-5	
使途名	地域重点振興作物助成					
対象作物	小豆(基幹作)					
単 価	5,500円/10a (上限 20,000円/10a)					
課 題	<p>岡山県が育成した小豆「夢大納言」は、新見市では優良種子の供給体制が整備され栽培面積が拡大している。さらに、地元業者との農商工連携による商品の開発、定着を進めている中、需要に見合う供給が出来ていないため、ブランド力として乏しい状況である。</p> <p>そのため、生産量の確保に向けて支援を行い、地域の特産品としてブランド強化と併せ農家所得の向上を図りながら、令和5年度に1.4haの作付けを目指す。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	—	—	1.3 ha	1.4 ha
		実績	1.1 ha	1.3 ha	0.9 ha	—
内 容						
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象作物を出荷・販売目的で、10a以上作付けする販売農家又は集落営農</li> </ul> </li> <li>○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱に定める交付対象水田とする。</li> </ul> </li> <li>○その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の収穫を上げるのに必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること。</li> <li>・対象となる水田で生産された作物の出荷・販売を行うこと。</li> </ul> </li> </ul>					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>対象作物の作付け、販売状況が判る資料等により確認する。</li> </ul> </li> <li>○助成の対象となり得る水田等の確認方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>水田台帳、前年度の作付実績、農業委員会資料等の公的資料と照合し確認する。</li> </ul> </li> <li>○作付面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>現地見回り(基準日：8月1日)による実測や公的資料と照合する。</li> </ul> </li> <li>○対象作物の作付け、通常の収穫・肥培管理等 <ul style="list-style-type: none"> <li>作業日誌の確認及び現地見回りを行う。</li> </ul> </li> <li>○出荷販売の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>出荷契約書、種子の購入伝票、肥料の購入伝票、出荷・販売伝票</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の 確認方法	令和5年12月末までに、支払対象面積を集計し確認する。					
備考						

### 産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	新見市農業再生協議会	整理番号	3			
使途名	耕畜連携助成(大規模水田放牧)					
対象作物	飼料作物(基幹作)					
単 価	5,500円/10a（上限 20,000円/10a）					
課 題	<p>従来から畜産農家を中心に水田放牧を行ってきたが、高齢化等により取組規模が減少傾向にあり、耕作地の維持が困難となっている。</p> <p>また、畜産農家に限らず、本市農家においては、高齢化や担い手不足等により耕作放棄地が拡大している。</p> <p>このことから、耕作地の維持や担い手不足等、耕作放棄地の解消が課題となっている。これらの課題解決のために有効な、集落営農組織による一定規模以上の水田放牧の取組を推進する。</p> <p>集落営農組織が持つまとまった人材と農用地を有効活用し、一定規模以上の取組に対し支援することで、集落営農組織の規模拡大を推進し、耕作放棄地の解消を目指す。</p>					
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	作付面積	目標	-	-	1.6 ha	1.8 ha
		実績	0.8 ha	1.4 ha	1.4 ha	-
内 容	飼料作物を作付し、一定規模以上の水田放牧の取組を実施した集落営農組織に対し支援。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱に定める集落営農組織</li> </ul> </li> <li>○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田</li> </ul> </li> <li>○その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・50a以上の取組であること。</li> <li>・耕畜連携の取組を行う者が、連携の相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること。</li> <li>（利用供給協定に含まれるべき事項は別表1のとおり）</li> <li>・自家利用の場合は、自家利用計画を策定すること。</li> <li>・当該年度における放牧の取組であること。</li> <li>1ha当りの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭当たり成牛1頭とする。</li> <li>・対象牛は、概ね24ヵ月齢以上の成牛又は8ヵ月齢以上の育成牛であること。</li> <li>・山羊の放牧については、10a当たり1頭以上とする。</li> <li>・地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、牛については1ha当たり延べ放牧頭数が180頭日以上、山羊については10a当たり延べ頭数が90頭日以上であること。</li> </ul> </li> </ul>					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>対象作物の作付け、販売状況が判る資料等により確認する。</li> <li>契約書、出荷・販売伝票、領収書、自家利用計画等により確認する。</li> </ul> </li> <li>○助成の対象となり得る水田等の確認方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>水田台帳、農業委員会資料等と照合し確認する。</li> </ul> </li> <li>○作付面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>現地見回り（基準日：8月1日）による実測や公的資料と照合する。</li> </ul> </li> <li>○取組要件の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>利用供給協定、自家利用計画、作業日誌等により確認する。</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の確認方法	令和5年12月末までに、支払対象面積を集計し確認する。					
備考						

(別表1)飼料供給協定に含まれるべき事項

- (1) 取組の内容
- (2) 飼料作物を生産する者
- (3) 牛群等を管理する者
- (4) ほ場の場所及び面積
- (5) 牛等の入退牧の時期及び放牧頭数
- (6) 利用供給協定締結期間
- (7) 水田放牧の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (8) その他必要な事項